高齢者福祉証を使ったバス利用の仕方

高齢者福祉者証を使ってバスを利用する場合、[ ] 内での乗降（町内での乗降）については「無料」、となっておりますが、 ▭ のバス停を超えて町外のバス停で降車する場合は、その間について「自己負担」となります。
また、※の箇所については下記説明のとおりとなっておりますので、ご確認の上ご利用願います。
降車の際は必ず運転手に「高齢者福祉証」を呈示して下さい。

■問合せ
洞爺湖町役場健康福祉課
☎74-3001

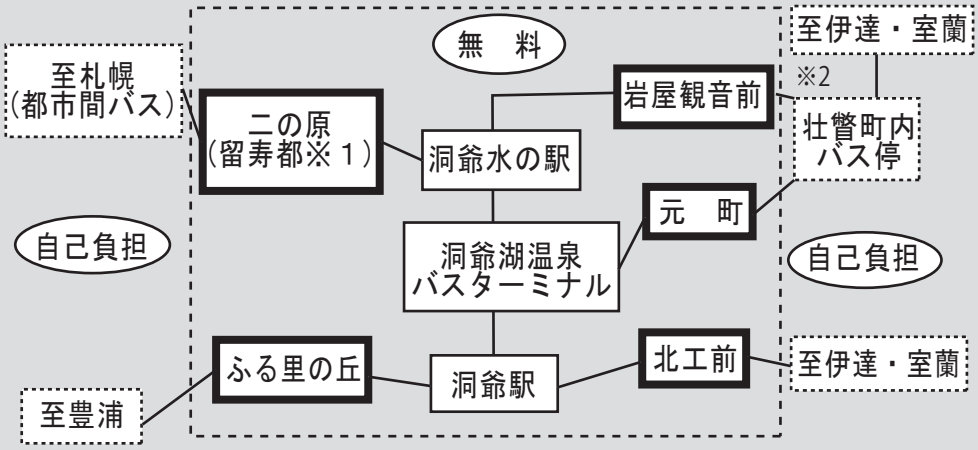

※１ 郊外バス留寿都リゾート行き（１日１往復）については、留寿都バス停まで「無料」となります。
※２ 洞爺湖温泉発壮瞥経由洞爺水の駅行きについては、町内のバス停で乗車し洞爺地区で降車の場合は「無料」となります。元町バス停から壮瞥町内のバス停 （東町バス停～滝の上バス停）で途中下車した場合、その間について「自己負担」となります。

自衛官募集

	予備自衛官補		幹部候補生
	一　般	技　能	一　般
資格	18歳以上34歳未満の者	18歳以上で国家免許資格等を有する者	・大卒程度試験 平成27年4月1日現在、22歳以上26歳未満の者（平成27年3月卒業見込みの者を含む。） ・院卒者試験 平成27年4月1日現在、修士課程修了者等で、20歳以上28未満の者 大卒程度試験及び院卒者試験は、併願が可能です。
受付期間	平成26年1月8日～4月2日（締切日必着）	平成26年1月8日～4月2日（締切日必着）	平成26年2月1日～4月25日（締切日必着）
試験日	平成26年4月11日～15日（いずれか1日）	平成26年4月11日～15日（いずれか1日）	1次　平成26年5月10日 2次　平成26年6月10日～13日（いずれか1日）

■問合せ
〒050-0083室蘭市東町２丁目21-12 石井ビル１階　防衛省自衛隊札幌地方協力本部　室蘭地域事務所　☎0143（44）9533
総務課庶務・職員グループ　☎74-3000

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費及び医療費通知について■

■　高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。
同じ世帯の被保険者が、１年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが０円の場合は対象となりません。
○支給額が５００円以下の場合は支給されません。

◆　自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間:8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区　分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		６７万円
1割	一　般		５６万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	３１万円
		区分Ⅰ（※2）	１９万円

※１　世帯全員が住民税非課税である方
※２　世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が０円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■　医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成26年３月末（平成25年７月～12月診療分）に行います。

◆　新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または住民課国保医療グループまでご連絡ください。（電話連絡だけで手続きできます）

●すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
●この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※　この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

■問合せ　北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)／住民課国保医療グループ(☎74-3002)